

1) 目的外の利用・提供制限の例外事項について（七尾市個人情報保護条例第7条第1項第6号）

①災害時要援護者支援計画の策定関係

類 型	利用・提供する理由
○災害時要援護者支援計画の策定関係 ・災害時における要援護者（災害弱者）支援計画策定にあたり個人情報を利用する場合	1. 諮問理由 市町村合併により新七尾市地域防災計画の策定にあたり、在宅の災害時要援護者支援計画を新たに組み、本人同意後に要援護者一人ひとりの支援計画を作成することとしました。 災害時に要援護者といわれる高齢者、障害者などに対して、共助（地域）を基本とした避難準備（要援護者避難支援）情報を発令するとともに発災時には、支援計画を基に計画的、組織的な支援を実施します。 この計画策定のためには、市民生活部局、健康福祉部局が保有する情報の活用が不可欠であります。個人情報保護条例第7条に定める目的外利用にあたるため、同条第1項第6号の規定に基づく目的外利用の是非、および民生委員等第三者に提供することについて、本審査会の意見を求めるものです。 2. 事業目的 防災業務は、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害を軽減することを目的としています。 災害時における情報の収集は、効果的な災害対応をするうえで重要な活動であり、これらの情報を事前に得ることにより、迅速な活動が促されます。 特に要援護者は、避難に要する時間がかかることから、情報の早期伝達、避難の支援を行うことにより要援護者の安全性を図るものです。 3. 要援護者の基準 （1）市民生活部局 ・ 65歳以上のみ世帯の者 ・ 5歳未満の幼児 ・ 外国人

	(2) 健康福祉部局 ・ 介護保険要介護 3 以上の者 ・ 身体障害 2 級以上の者 ・ 知的障害（療育手帳 A）の者 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の者 ・ 妊婦・乳幼児 4. 目的外利用する個人情報及び活用方法 (1) 市民生活部局 ○市民課 ①住民基本台帳により 65 歳以上のみの世帯の者や 5 歳未満の幼児と保護者および外国人の氏名、住所 ※ 上記個人情報を、郵送による個人通知によって本人同意を得たり、または民生委員と防災ボランティアの家庭訪問によって本人同意を得るために活用する。 (2) 健康福祉部局 ○福祉課 ①身体障害更生指導台帳により身体障害者の者と保護者の氏名、住所、等級 ②療育手帳交付台帳により知的障害（療育手帳保有者）の者と保護者の氏名、住所、等級 ③精神障害者保健福祉手帳台帳により精神障害の者と保護者の氏名、住所、等級 ※ 上記個人情報を、郵送による個人通知によって本人同意を得たり、または直接本人との面接によって本人同意を得るために活用する。 ○高齢者支援課 ①介護保険受給者台帳により要介護者の者と保護者の氏名、住所、介護度 ※ 上記個人情報を、介護保険ケアマネジャーの家庭訪問によって本人同意を得るために活用する。
--	--

	○健康推進課 ①妊娠届出台帳により妊婦の氏名、住所 ②検診対象者台帳により乳幼児と保護者の氏名、住所 ※ 上記個人情報を、郵送による個人通知によって本人同意を得たり、または直接本人との面接によって本人同意を得るために活用する。 5. 諮問事項 ① 市民生活部局、健康福祉部局が保有する個人情報の目的外利用 ② 同意をもらうため家庭訪問する民生委員、介護ケアマネージャ、防災ボランティアへの情報提供 6. 本人同意後の個人情報の保護 災害時の要援護者に対する支援といえ、共助の町会長、民生委員、消防団、防災ボランティア、民間事業所、公助の社会福祉協議会、在宅支援センター、警察署、消防本部、海上保安部とかなりの個人団体に情報を提供することになります。 共助者に対しては、取り扱いのルールを定め個人情報保護について周知徹底を図ることとします。 公助者に対しても、同等の徹底を図ります。 なお、生活安全課で管理するすべての情報は、電子データファイルとし外部からのアクセスは不可能といたします。 いずれにしましても、データ運用管理を明確にし、個人情報の保護に万全を期してまいります。 (参考) ○整備する個人情報（本人同意による） ・ 氏名 ・ 住所 ・ 性別 ・ 生年月日 ・ 電話番号 ・ 要介護度、障害名、障害等級、
--	---

	○支援計画の運用と管理 要援護者個々の支援計画を総務部生活安全課で、電子データで管理を行い、地区（町会）ごとにまとめ、共助者として町会長、自主防災組織、消防団、防災ボランティア、民間事業所、公助者として社会福祉協議会、在宅支援センター、警察署、消防本部、海上保安部に提出し、発災時に運用する。 また、管理については、同意時に随時登録し、抹消は3ヶ月まとめ、共助者及び公助者に提出する。（予定）
--	--

2) 制度の運営に関する重要事項の審議について（七尾市情報公開条例第 22 条第 2 項）

① 個人情報保護条例に「苦情の処理」条項の追加について

（苦情の処理）

第 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取り扱いに関する苦情があったときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

上記条文を追加することについて審査会の意見を求めます。

② 情報公開条例等において、閲覧期限の設定や閲覧制限を行うことの是非について

情報公開条例第 4 条（利用者の責務）や情報公開条例施行規則第 9 条（閲覧又は視聴の制限等）などに関連するものとして、申請はするがなかなか閲覧に応じない利用者に対して、閲覧期限の設定や閲覧制限などを行うことが可能かどうかについて、審査会の意見を求めます。

③ 情報公開条例第 7 条第 3 号の事業活動情報として「法人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの」について

競争入札参加資格申請書の情報公開は、所管課において一部公開を行っているが、競争入札参加資格申請書が「法人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの」に該当するものかどうかについて審査会の意見を求めます。